

静岡県立吉原高等学校 <生徒心得> (抜粋)

ここに、日常生活の心得の基本事項と定める。
生徒は、これを十分に理解し、誠実に守らなければならない。その上で、吉高生としての誇りと自覚を持ち、自主的で有意義な高校生活を送ろう。

第1条 服 装

- 1 年間を通し、気候や体調に合わせて制服を着用すること。
正装時は以下の通りとする。
夏服は6月から9月、合服は5月と10月、冬服は11月から4月とする。

- 2 制服は次のとおりとする。

冬服

- (男子) 上下学校指定のもの、学校指定のワイシャツ、襟章をつける。
- (女子) 上下学校指定のもの、学校指定のベスト、学校指定のブラウス、学年色のブローチをつける。左胸に校章をつける。

合服 (冬服の上着を脱いだ状態)

- (男子) 学校指定の長袖ワイシャツ
- (女子) 学校指定のブラウス
学年色のブローチをつける。学校指定のベスト

夏服

- (男子) 学校指定のワイシャツ
- (女子) 学校指定のブラウス

スカート丈 正面から見て膝蓋骨の下部までが隠れる位置を基準とする。

ポロシャツ 正装時には着用不可。

- 3 校章は所定の場所につける。
- 4 防寒対策 (冬期11月～3月) ※華美でないもの
 - ・防寒着 制服に適したもの (カジュアルなものは禁止)
部活ジャージ、ウィンドブレーカー、学校ジャージは可
 - ・セーター 黒又は紺とし、制服の下に着用し、外にはみ出ないこと。
カーディガンは着用不可
 - ・マフラー、ネックウォーマー、手袋、タイツ、帽子、耳当てについては気候により期間外でも着用可。
- 5 上履は所定のものとし、かかとに記名する。
- 6 靴は黒の短靴、又は華美でない運動靴とする。
- 7 靴下の色は、黒・濃紺・白 (ワンポイント可) とする。
ストッキング・タイツは黒又は肌色 (冬期は黒ストッキング・タイツに黒ソックス、肌色ストッキング・タイツに白又は黒ソックス可) 。

- 8 雨天の際、レインコートを着用できる。
- 9 靴は学生靴、又はスポーツバック・通学用リュック等で口がしっかりと閉じることができるものとする。
- 10 ベルトの色は黒、又は茶とし、華美でないものとする。

第2条 頭 髪

- 1 流行や技巧を追うことなく、清潔感のある髪型とする。
- 2 ドライヤー・ワックス等による特殊加工・パーマ・染色・脱色等は禁止。
- 3 肩にかかる長さで結髪し、ゴムを使用する際は、黒・茶・紺の単色とする。
- 4 前髪は目にかからないようにする。

第3条 携帯電話の扱い

- 1 学校敷地内での使用を認めない。保護者と連絡時のみ使用を認める。使用場所は、正面玄関前、使用時間は放課後とする。その他の緊急時連絡は担任の許可を得ること。
- 2 (1) スマホを含む端末機器については、22時以降自粛に努めること。
(2) 誹謗中傷と受け取られる行為は行わない（個人を特定できる記載はしないこと。）。

第4条 登校下校

- 1 登校は8時25分までとする。
- 2 最終下校は19時30分までとする。
- 3 登下校は通学経路を通り、交通ルールやマナーを遵守する。
- 4 自転車通学を希望する者は安全を十分に点検し、所定の手続きを行ったうえで通学する。

第5条 選挙運動や政治的活動について

- 1 学校の教育活動（授業、生徒会活動、部活動等）の場を利用した選挙運動や政治的活動についてはすべて禁止する。
- 2 1以外の選挙運動や政治的活動については家庭の理解の下、各自の判断により行う。ただし、以下の場合については、制限又は禁止することがある。
 - (1) 学校施設管理や学校生活に支障を及ぼすと判断した場合
 - (2) 学校の政治的中立の確保へのおそれがある場合
 - (3) 違法、暴力的又はそのおそれが高いと判断した場合

第6条 安全に学校生活を送るため原則禁止していること。

- 1 登校後放課後まで、無断で校外に出ること。
- 2 不要な物を学校へ持ちこむこと。
- 3 金銭物品を貸し借りすること。
- 4 団体の結成・集会の開催・文書の発行・金品の募集をすること。
- 5 夜間の単独外出は21時までを原則とする。
- 6 不健全な飲食店・娯楽施設への出入り。
- 7 無届アルバイト
- 8 無断免許取得
- 9 違法行為

10 校外において事故が起きた場合は直ちに学校へ連絡する。

第7条 出欠席

- 1 病気その他の理由で欠席・欠課をする場合は8時10分までに原則として保護者が学校に連絡する。
- 2 忌引日数は次のとおりとする。
父母7日 祖父母・兄弟姉妹3日 曾祖父母・伯叔父母1日
- 3 遅刻した場合は、教頭より入室許可を得て教科担任及びHR担任に届け出る。
- 4 欠課・早退の場合は、養護教諭の承認を得てHR担任及び教科担任に届け出て許可を受ける。
- 5 欠席・欠課・遅刻・早退・体育見学等の届出は、生徒手帳の届出様式で行う。

自転車通学に関する規定

- 1 交通法規を守り、特に、左端一列励行・一旦停止・信号の確認すること。
- 2 二人乗りや並列走行は絶対にしないこと。
- 3 常に自転車の整備・点検を行い、ブレーキ・ベル・タイヤ・ライトの点灯の確認し、ハブステップはつけない。また、変形ハンドル・片足スタンドは不許可で、両脚スタンドをつけること。
- 4 自転車安全整備店で整備点検を受けた自転車に限る（TSマーク推奨）。
- 5 自転車保険または高校生総合保険に加入すること。
- 6 自転車は校内の指定された場所に駐輪し、必ず施錠すること。
- 7 登録の自転車を換えた場合、ステッカーを破損した場合、ただちに再交付を受けること。また、盗難にあった場合は、自転車盗難届を生徒課に提出すること。
- 8 雨天時の走行には必ずレインコートを着用すること。
- 9 ヘルメットの着用を推奨する。（令和5年4月1日ヘルメット着用の努力義務化）
- 10 その他、交通安全をいつも心がけて自転車を運転すること。
- 11 自転車通学希望者は所定の自転車通学許可願いを提出すること。

地震等緊急時の行動について

予想される南海トラフ地震において、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、交通機関が運行を中止することもあります。正確な情報をもとに的確な行動をとること。通学等、いろいろな場面で大地震が発生したときのことを想定して、自分の行動を考えておくこと。

	南海トラフ地震臨時情報発表	大地震発生時
登校時	自宅待機	
登校途中	自宅が近ければ自宅へ戻る。 自宅が遠い時は最寄りの安全な場所、又は学校へ行く。	自宅が近ければ自宅へ戻る。 自宅が遠い時は最寄りの安全な場所、又は学校へ行く。
下校途中	歩いて帰るのが可能な場合は自宅に帰る。 不可能な場合は最寄りの場所又は学校に戻る。	歩いて帰るのが可能な場合は自宅に帰る。 不可能な場合は最寄りの場所又は学校に戻る。

高校生は、地域の有力な担い手として期待されています。必要な役割を見つけて助け合うこと。

<付則>

令和4年4月1日 頭髪規定一部改訂（男女ともに清潔感のある髪型・前髪の長さ）

令和5年4月1日 服装規定一部改訂（女子靴下の色について）

令和6年4月1日 防寒着規定一部改訂（制服に適したもの）

※試行として令和6年2月より実施

※ 本校は、時代に沿った「生徒心得」となるよう毎年見直しを行っています。

また、生徒会からの要望等もふまえ、職員会議で検討し、随時変更しています。